

令和2年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月8日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7 番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 第84号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第4 第85号議案 公共施設使用料等変更に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 第86号議案 笠松町公共施設の共通使用手続に関する条例について
- 日程第6 第87号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第88号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第8 第89号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第9 第90号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 第91号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 第92号議案 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第12 第1号請願 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和2年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 尾 関 俊 治 議員

9番 安 田 敏 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 第84号議案から日程第11 第92号議案まで及び日程第12 第1号請願について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、第84号議案から日程第11、第92号議案までの9議案及び日程第12、第1号請願を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例ほか3件の条例案件4件、岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議案件1件、令和2年度笠松町一般会計補正予算（第8号）ほか2件の補正予算3件、以上8件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

第84号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてであります。

全国の市町村において地方議員の成り手不足が深刻化しており、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営を町村にも同様に拡大し、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律が6月12日に公布され、六月を経過した日であります12月10日から施行するものとされました。笠松町においても公費負担に関する条例を制定し、議会議員及び町長の立候補に関し、立候補者の金銭的負担を軽減することで、より一層の人材確保を目的とするものであります。

第1条は条例の趣旨であり、先ほど申し上げたとおりですので、説明を省略いたします。

第2条から第5条は選挙運動用自動車に関する規定でありまして、選挙運動用自動車の上限を定めるもので、候補者1人につき6万4,500円に立候補の届出のあった日から当該選挙期日の前日までの日数、つまり町議選、町長選とも5日間を乗じた額となります。なお、無投票になった場合は1日分のみとなります。

また、これは供託物が没収されないときに限り無料となるものであります。没収点は、町長選については有効投票数の10分の1、町議選につきましては、有効投票を議員定数で除して10分の1を乗じた額となります。

3条は、第2条の公費負担を受けようとする者が当該業者と有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

4条では、その公費負担額及び支払い手続について定めていまして、町は、2ページの中段から3ページの上段にあるように、契約の区分ごとに町が業者に支払うその上限額を定めております。第1号ではハイヤー契約の場合の額、そして、第2号ではハイヤー契約以外に分けて規定をしております。詳細は、以前、一覧表をお配りしておりますので、そちらを後ほどまた御参照いただければと思います。

第5条は、1号と2号ですね、ハイヤー契約とハイヤー契約以外のいずれも契約になる場合は、当該候補者が指定するいずれか一つの契約のみが締結されているものとして規定するものであります。

第6条から8条まではビラに関する規定で、第8条の公費負担額の上限である町長選については7円51銭に5,000枚を乗じた額、町議選の場合は7円51銭に1,600枚を乗じた額、それぞれ額を規定しておりまして、それ以外の規定は選挙運動用自動車の規定と同様でありますので、省略いたします。

第9条から第11条は、選挙運動用ポスターについての規定であります。こちら11条で、そ

の選挙運動用ポスター作成の公費負担の上限額を定めておりますし、その支払い手続についても規定しております。

その額につきましては、まず上限単価を設定するわけですが、525円6銭にポスター掲示場数の25を乗じて、それに31万500円を加え、それをさらにポスター掲示場数で除した額が1万2,946円となりますが、これが上限単価でございまして、その支払い限度額につきましては、その1万2,946円にポスター掲示場数の25を乗じた額、つまり笠松町の場合は32万3,650円がポスター作成の上限となります。

この規定以外は、さきの2つの費用の規定と全く同じですので、省略させていただきます。先ほど申し上げましたが、さきにお配りした資料を後ほど御確認いただければと思います。

第12条は、この条例の施行に関し必要な事項であります。つまり、手続方法や様式等は選挙管理委員会が定める旨を委任しております。

施行期日は公布の日で、適用は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例とする規定を設けております。

以上が84号議案でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第85号議案 公共施設使用料等変更に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案資料の1ページから11ページにわたっておりますので、併せて御参照いただければと思います。

公共施設使用料等見直しの基本方針に基づき使用料等を変更することによる関係条例の所要の規定整備を行うものであります。

平成17年度以降据置きとなっております使用料について、消費税率の改正や施設の老朽化による維持管理費の上昇などに対し持続可能な料金設定を図るもので、中でも利用の少ない時間帯の料金を低くし、稼働率の向上を図ります。さらには登録のない方でも利用ができるようにし、稼働率の向上を図ることを目的といたしております。そのため登録外利用者料金を設定し、登録者との差別化を図るものであります。

改正条例の第1条では笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例、そして、8ページの改正条例の第2条では笠松町公民館条例、10ページの3条では笠松町学習等供用施設設置条例、11ページの第4条では総合会館条例、13ページの第5条では笠松町体育施設条例に規定する施設の使用料をそれぞれ変更するもので、先ほども御説明申し上げましたが、公民館等の文化施設は夜間の使用料、体育施設は平日昼間の使用料を2割減じた額といたします。

なお、全体を通じてであります、登録者以外の使用料は2割5分を加えた額とするものであります。

また、これまで規定しておりませんでした空調やシャワー等、設備や備品の使用料を設定するとともに、屋外ナイター照明の使用料も変更するものであります。それぞれの具体的使用料につきましては、資料の新旧対照表を後ほどお目通しいただきたいと思います。

施行期日は、令和3年9月1日から施行で、令和4年1月4日以降の施設使用に係る手続から適用いたします。

以上が公共施設使用料等変更に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、町の文化スポーツの振興に寄与するサークル等の認定について計画しておりまして、これについては別途認定サークル要綱を定めるとともに、使用料減免取扱要綱により使用料の2割を減額する予定であります。

以上が85号議案でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

第86号議案 笠松町公共施設の共通使用手続に関する条例についてであります。先ほど御説明申し上げました85号議案の関連でございます。

公共施設使用料等変更に伴う関係条例の整備を行うことに伴い、公共施設の共通手続を定めるものであります。これには3つの狙いがありまして、1つは、社会施設の利用、体育施設の利用において、申込方法や申込期間が異なるため統一いたします。

2つ目は、施設利用の抽せん申込みの権利をたくさん得ることを目的とした複数登録が多くなっていることから、システム利用の登録料を設定し、より公平な利用を図るものであります。

3つ目は、直前でのキャンセルにより未稼働となる施設を減らすため、キャンセル料を設定し、より多くの方の利用を図るものであります。

まず第1条では、町の公共施設について共通の手続を定めることにより、使用者の利便性の向上と施設使用の拡大を図る旨を規定いたしております。

第2条は対象施設でありまして、公民館施設や体育施設、学校開放である旨を規定しております。そのほか町には消防コミセンとか福祉施設がございますが、利用者が町内会等に限定されておりますので、今回の制度には含めませんでした。

第3条はシステム利用者登録の関係でして、3条から5条にかけては予約システム登録についての規定を行っております。登録料は1,500円。

そして、第4条では更新の手続でございまして、1年ごとの更新料が1,200円である旨を規定いたしております。

19ページの6条から9条までは、申請から使用許可までの手続を規定しております。そのうち7条では使用の申請資格等を規定しておりまして、施設の使用申請をできる期間は、優先抽せん予約期間は体育協会や文化協会など、特に必要と認める協会に属する団体、抽せん予約期間はシステム利用登録を受けた団体、一般申請期間は、その他の旨である旨を規定いたしてお

ります。

第10条は使用に係る特則でございまして、規則で定める団体、学校等が公益上の理由、その他特別の理由がある場合についての使用手続について規定しております。

第11条ではキャンセル料について規定しております。その額につきましては、21ページの別表に、それぞれキャンセル料についての規定をしておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

施行期日は、令和3年9月1日からでございます。

なお、経過措置として令和4年1月4日以後の施設使用に係る手続から適用し、令和3年12月28日までの施設使用に係る手続については、なお従前の例によることを規定させていただきます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

第87号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

廃棄物の減量と資源化の推進、排出物に応じた負担の公平・効率的な財政運営のため、廃棄物処理に要する費用の一部を排出者の皆さんに負担を求める有料処理を開始するためでございます。

内容といたしましては、議案の23ページの別表1か資料12ページの新旧対照表を御覧いただくと分かりますが、家庭系可燃ごみにつきましては、指定袋大について10袋につき500円、また小については20袋につき600円、不燃ごみにつきましては、指定袋につきましては5袋につき1,000円、粗大ごみにつきましては、重量によりますが、持込みにつきましては10キロごとに200円、戸別回収については10キロごとに400円、そして事業系につきましては、不燃ごみ、粗大ごみであります。10キログラムごとにつき200円を規定するものであります。

なお、事業系可燃ごみにつきましては、平成31年4月から10キログラムごとにつき110円を既に規定しております。

施行期日は、令和3年10月1日以後に排出される家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物不燃ごみから適用するものであります。

なお、この指定袋の販売場所については、町民の皆さんが身近な場所で入手できるよう、町商工会と今後協議してまいります。

また、この後、補正予算でも御説明いたしますが、粗大ごみの持込み施設の整備も、この施行期日までに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

第88号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜地域児童発達支援センター組合の規約について、構成団体である美濃市が今年度限りで同組合を脱退することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

規約第2条中の組合を組織する地方公共団体から美濃市を削除するもので、来年4月からは10団体が9団体となるものであります。

また第5条で、組合の議会の議員の定数を20から18人に変更するものであります。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

続きまして、26ページをお開きください。

第89号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正額は1億2,462万9,000円となっております。中でも約半分がコロナ対策事業でございます。コロナ関係で事業ができなかった分をインフラ整備に充てるものが約2,600万円、そして、新たにコロナ対策事業として3,600万円を計上いたします。

前回の議案説明会ではコロナ財源の種別ごとに説明させていただきましたが、今回は予算順に区分されていますので、よろしくお願いいたします。もちろん内容は変わっておりません。

34ページの歳出から御説明いたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 防災対策費でございますが、負担金補助及び交付金の増額を130万円行っております。こちらは、自主防災会が避難所等で使用する感染症対策備品及び消耗品への補助申請件数が増加したことにより補助金を増額するものであります。通常2分の1であった補助金を、補助率を3分の2に上げ、上限額は50万円が変わりませんが、当初予算70万円で9月に69万9,000円補正させていただきましたが、今回130万円補正して、約270万円が最終的な補助金の額となります。

第7目の国際交流事業費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外派遣事業を中止したことにより347万5,000円を減額するものであります。こちらはコロナ禍影響事業として減額して、投資的経費の財源とさせていただきます。

第8目の諸費ですが、こちらも新型コロナウイルスの感染拡大により令和2年春まつりが中止することとなったため、町内のみこしに対する補助金を439万4,000円減額するものであります。こちらも投資的経費の財源とさせていただきます。

なお御参考までに、10町内は準備費用で支出しておりましたので、その残額を減額するものでございます。

第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、ふるさと納税の関係でございます。こちらは、コロナ禍の巣籠もり需要や新規返礼品の追加によりかさまつ応援寄附金の件数が増加したことにより、所要の補正をさせていただきます。合計で約725万円補正させていただきます。

当初2,530人ほど見込んでおりましたが、この補正を出す前に、もう予算が足りなくなりました。

して、予備費でまず充当をさせていただきまして、今回さらに補正をさせていただくもので、最終的には5,920人を見込んでおります。最終的には4,500万円の寄附額を見込んでおります。昨年の約2倍であります。

また、中間サーバーへの接続機器が令和3年3月1日に保守切れとなるため、1年間の保守延長をすることに委託料を17万2,000円増額させていただいております。地方公共団体情報システム機構への委託料であります。

続きまして、こちらもコロナ関係でございまして、民間企業、岐阜大学、笠松町が連携しまして、テレワークの推進や移住・定住に関する研究・調査を共同で実施することによる委託料を330万円追加させていただきました。事業が長期にわたるため、年度をまたいで行うため繰越明許をさせていただきます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業を充てさせていただく予定であります。

そして、岐阜聖徳学園大学と笠松町が連携し、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい避難様式に関する共同研究を実施することによる負担金を300万円追加させていただきます。こちらも新型コロナウイルスの臨時交付金の対象事業で300万円を予定しております。

第5目のマイナポイント推進事業費でございしますが、国からさらなるマイナポイントの利用を呼びかける動きがございまして、その手続支援員の配置及び支援環境の充実を図るための所要の補正を139万9,000円行っております。こちらは商工会でもお願いしておりますが、それに加え、人を1人派遣会社から採用して行うもので、カードの普及の推進とタイアップして普及に努めてまいりたいと思っております。内容的には事務費、あるいは印刷製本費、それから派遣をいただく分が80万円、そして、その職員が使うタブレットと什器類を補正させていただいております。財源につきましては100%国の補助金を活用いたします。

35ページの第3項の徴税费、第1目 税務総務費でございしますが、こちらは個人町民税の還付申告者の増及び、法人町民税の還付加算金が見込まれることによる町税還付金を60万円増額させていただきます。当初700万円予定しておりましたが、個人の過年度分の修正、あるいは法人の予定申告をされておりますが、こちらがコロナの影響だと思っておりますが、返還が多くなりましたので補正をさせていただくものでございます。

第2目の賦課徴収費でございしますが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、町の申告会場における感染リスクの抑制の観点から、インターネットで住民税申告書を作成することができる住民税額試算システムを導入するため、委託料と使用料を補正させていただきました。使用開始は令和3年2月からの予定でございます。

なお、町の申告会場は例年3か所で行ってございましたが、今年度からは役場のみで対応させていただきます。

第3款の民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費は、介護保険特別会計の介

護給付費の増額補正に伴い繰出金を補正しております。

第3目の老人福祉費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、いきいきレクリエーション大会が中止となったことにより、合わせて32万2,000円の減額をさせていただきました。こちらも投資的経費へ財源を充当させていただきます。

また、ねんりんピック岐阜2020が令和3年度に延期になったため交付金を減額しております。596万3,000円であります。こちらは延期であるため、投資的経費への財源からは除外しております。

第4目の障害福祉費でございますが、こちらは令和3年度報酬改定による障害者自立支援給付審査支払等システムの改修を行うことによる委託料を33万円補正しております。2分の1以内の13万円は国の補助金であります。

そして、障害福祉サービスの利用者人数が増加していることにより扶助費を4,267万3,000円増額させていただいております。財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1であります。

第5目の福祉医療費でございますが、乳幼児医療診療件数の減少により手数料、扶助費を減額、また重度心身障害者医療費の増加に伴う扶助費の増額を行っております。財源につきましては県の補助金でそれぞれ対応しております。乳幼児については、やっぱりコロナの受診控えと思われます。重度心身障害者の関係は、通常の伸びとなっております。

第6目の福祉会館費ですが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響により福祉会館の風呂の運営を休んでおりますので、こちらの光熱水費を153万1,000円減額させていただきました。この財源につきましては、投資的経費の財源とさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として福祉会館1階トイレの改修工事を実施することにより、工事請負費を394万9,000円計上させていただきました。全て来年度のまたいだ事業ということになります。こちらもコロナ関係の交付金を予定しております。1階の男子トイレと女子トイレを洋式化いたします。それから水道蛇口の自動水洗化を図ります。また、トイレの出入口を回転式のノブからレバー式に変更いたします。

第7目の国民年金総務費でございますが、情報センターへの委託料が計上してございますが、こちらは税制改正に伴い国民年金システムを改修するため委託料を増額しているもので、内容的には学生納付特例に係る税制改正に伴うシステム改修でございます。

それから23万円の返還金の補正がございますが、こちらは令和元年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の精算により返還金を増額するものであります。2019年の10月に消費税が増税されたわけですが、一定以下の所得の年金受給者に年金の上乗せをする制度がございましたが、その事務の関係でございます。

36ページですが、第8目の後期高齢者医療費、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響に

より療養給付費負担金が減少する見込みでございまして、100万円を減額しております。

90号議案で後ほど出てきますが、後期高齢者医療特別会計の事務費の補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額補正しております。

第2項の児童福祉費、第1目 児童措置費でございしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所における備品、消耗品等の経費に対し補助金を増額するものであります。振興公社関係につきましては、屋外保育用のテントと空気清浄機等の購入を予定しておりまして、合計で258万4,000円、笠松保育園につきましては、換気用扇風機とテント等を購入で100万円の購入予定であります。既決の予算が200万円ございましたので、その差額である158万4,000円が今回の補正額となっております。100%県の補助金を活用させていただきます。

また、こちらも新型コロナウイルス感染の関係で、保育所における設備及び施設改修経費に対し補助することによる補助金を144万3,000円増額しております。振興公社関係で102万5,000円、笠松保育園が41万8,000円で、振興公社関係は水道の蛇口ハンドルの取替え、それから笠松保育園についてはエアコンの取付工事を予定されております。2分の1が県の補助金でございます。

第3目の子育て支援推進費でございしますが、放課後児童クラブ指導員の通勤手当が不足することにより、旅費の増額を行っております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後児童クラブにおける各教室の空気清浄機を更新することによる機械器具費を123万2,000円計上しております。財源につきましては、10分の10県の補助金を活用いたします。

また同じように、ソーシャルディスタンスを考慮して放課後児童クラブにおける不足する座卓を購入することにより、管理用器具費を113万3,000円計上させていただきました。こちらも10分の10県の補助金でございます。

なお、既に予算化しておりました蛇口の自動水栓化については、今回コロナの補助金が参りましたので、64万3,000円財源充当させていただいております。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費でございしますが、こちらも新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に向けての準備をあらかじめ進めるため、健康管理システムの改修委託料を63万4,000円計上させていただいております。内容としては、新型コロナウイルスワクチン対応ツールでありまして、接種券の出力、接種記録の管理を機能追加するものであります。既存の健康管理システムに機能追加するものであります。財源につきましては、全て国の補助金であります。

第7目の福祉健康センター費でございしますが、こちらはコロナ関係で行事の中止、あるいは再開連絡及び電話での育児相談を実施したことによる通信運搬費を24万円増額させていただきました。

37ページの第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが、燃える大型ごみ、金物瓦礫の収集日に排出されるリサイクル対象家電処理のリサイクル手数料及び、ルール外排出等に対応するための特別収集委託料をそれぞれ増額させていただいております。処理に手数料が必要で不法投棄が増えておりまして、既決の予算では対応できず、手数料でテレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機の分を今回増額補正させていただいております。

それから大型ごみ、金物瓦礫の排出が急増し、その処理に係る各種委託料を増額させていただいております。まず資源物等中間処理処分委託料を528万7,000円増額させていただいております。粗大ごみにつきましては予算の約倍となっております。瓦礫につきましても85%増えています。

そして、委託料説明欄の2つ目の特別収集委託料で121万9,000円の追加をさせていただいております。不法投棄が予算より約1.8倍、量にして増えております。そのため、こういった額を追加させていただきました。

また、競馬場から排出される馬ふん量の増加による処理経費の増額を500万8,000円追加させていただいております。事業系一般であります馬ふんが約12%増額しておりまして、この関係で処理委託料を増額させていただいております。

また、同様に伊賀市への環境保全負担金も増額しております。

そして、古紙の回収業者への契約実績による委託料を263万9,000円増額させていただいております。昨年までは業者にただで持っていかけてもらって数百万円を後ほど売上金として立てさせていただいておりましたが、今年度からは町が運搬費を払って、その後、収入として、大分少なくなります。数十万円を入れていただくような状況になっております。263万9,000円を委託料として古紙業者に支払うという補正でございます。

そして、小型家電再生処理運搬業務委託料で、こちらも予算より1.7倍増えております。

可燃ごみ処分業務委託料は静岡に運ぶ分でございますが、こちらも1.4倍の増となっております。

民間処理施設搬入業務委託料で766万7,000円の補正を行っております。こちらも燃えるごみが、先ほどの静岡へ持っていく分が1.4倍増えておりますので搬入の業務が増えております。また、三重県へ運ぶ分も1.7倍以上の増となっておりますので増加をさせていただいております。

そして、先ほどの議案でも触れましたが、自己搬入施設の整備に係る経費を合計で1,530万3,000円を計上させていただきました。コロナ対策の臨時交付金の財源を予定しております。設計委託料、工事請負費、それからトイレとか水回りの関係で上水道会計への負担金を計上しております。

なお、この搬入施設につきましては、おおむね4坪強の建物でございまして、トイレ、それ

から雨よけの鉄骨造り屋根、それを三方を囲う防音シート、そして防犯カメラなどの設置を予定しております。

続きまして、第5款の農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費ですが、こちらは毎年補正をさせていただいておりますが、今年も県内の強固な飛騨牛の生産基盤を図るため、優良繁殖雄牛の保有を行う事業者に対し補助するため、飛騨牛生産基盤強化対策事業補助金を23万4,000円計上させていただきました。2分の1は岐阜県の畜産協会からの補助金で充てます。

第2項の林業費、第1目 林業振興費でございますが、こちらも毎年行っております白川町との交流事業である「山の日のつどい」がコロナの関係で中止となりましたので、この分を森林環境譲与税基金に積み立てる等の所要の補正を行っております。今年度の積立金は182万8,000円ほどを見込んでおります。

次、38ページの第6款 商工費、第1項 商工費、第3目の観光費でございますが、こちらもコロナの関係でイベントが中心になったことによる観光事業費補助金、春まつりとかりバーサイドの分ですが、863万3,000円減額させていただきました。全て投資的経費への財源とさせていただきます。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、こちらは逆にコロナ禍により中止となったイベント等、実行予算の不用額を財源として、著しく劣化が激しい道路の早期解消を図るため、工事請負費を726万円増額させていただきました。繰越明許を組ませていただきます。場所は、みなと公園入り口から西へ約100メートルの堤防上道路でございます、舗装でございます。施工面積は600平方メートルでございます。なお、踏切まではかなり距離がございます、3か年での予定をしております。

第2目の道路新設改良費でございますが、こちらもコロナ禍により中止となったイベント等、実行予算の不用額を財源として、現在未着手となっている側溝要望箇所の早期解消を図るため、工事請負費を1,889万8,000円増額させていただくものであります。全て繰越明許を組ませていただきます。笠松地域が2か所、松枝地域が3か所、下羽栗地域が4か所、計9か所で、延長は250メートルとなります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でございますが、新型コロナウイルス感染予防対策により、3小学校で予定しておりましたJFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業を中止したことにより、委託料を77万円減額させていただいております。財源につきましては、投資的経費の財源とさせていただきます。

また、第2項の小学校費、第1目の学校管理費、39ページでございますが、こちらもコロナの関係で、この夏に換気のため窓を開放し授業を実施したことにより、特に松枝小学校の空調機の燃料消費が予定を上回ったことにより、燃料費を増額させていただいております。

役務費の補正がございますが、こちらも新型コロナ関係でございますが、各小学校に緊急用携帯電話を配備いたしました。が、予定の約倍の使用がございまして、今回、通信運搬費を19万7,000円増額させていただきます。

備品購入費の補正がございますが、こちらは令和3年度の児童数が増加見込みであることを受け、今年度整備したGIGAスクール用タブレット不足分を整備することにより、備品購入費を31万円増額させていただいております。8台購入予定でございますが、既決予算を利用しておりますので31万円ほどの補正となっております。

また、第3項の中学校費の役務費でございますが、こちらもコロナの関係でございまして、中学校に緊急用携帯電話6台を配備いたしました。が、こちらも見積りの約5倍ほどの通信運搬費がかかっておりますので26万3,000円の補正をさせていただいております。

また、備品購入費の補正がございますが、こちらは令和3年度中学校の教科書が改訂されるに伴い、教師用の教科書、教師用デジタル教科書及び指導書を購入することにより、418万6,000円増額しております。

第2目の教育振興費ですが、こちらもコロナ関係でございまして、中学校の修学旅行を県内で実施することとなったことにより、自動車借上料を43万6,000円計上させていただいております。行き先は、大河ドラマ館と聞いております。県内で実施いたしましたので、全額県の補助金で対応することができました。

中学校の各種部活動の競技大会が中止されましたので、100万円を減額しております。こちらも投資的経費へ財源充当しております。

第4項の社会教育費、第2目の公民館費でございますが、こちらは先ほどの85号議案、86号議案で御説明しましたが、公共施設料金改定に伴うシステム改修委託料を602万4,000円計上させていただきました。繰越明許をかけさせていただいております。

また、松枝公民館のトイレですが、コロナ対策で工事請負費を計上させていただきました。こちらも繰越明許をかけさせていただきました。コロナの臨時交付金を活用いたします。小便器を全て自動水洗にいたします。便座を全てウォッシュレットタイプに替えます。手洗い9基を全て自動水栓にいたします。また、1階の男女トイレにベビーチェアを設置する内容となっております。

第3目の下羽栗会館費でございますが、火災複合受信機の内蔵回路の不良及び防火戸の起動不良の指摘がございまして、取替え修繕すること並びに冷暖房機の室内圧力ゲージ等についても取替えすることにより、修繕料を72万円計上させていただいております。

そして、40ページの第5項の保健体育費、第2目の体育施設費でございますが、こちらは県の制度を活用しまして地域コミュニティの再構築を図るため、地域住民によるボランティア活動を支援推進するため、体制整備を図ることによる備品購入費を95万2,000円計上させてい

いただきました。エンジン式の草刈り機が2台、それから手動式の草刈り機が3台、そして、エンジン式の刈り払い機が2台、あと附属品等を含めて95万2,000円を計上させていただきました。2分の1が、先ほど申し上げました県の清流の国ぎふ推進事業補助金を活用させていただきます。

また、財源のところ少し県の補助金が増えていると思いますが、こちらは米野運動場の消化槽トイレに県の清流の国ぎふ推進補助金の交付決定がございましたので、990万円財源充当をさせていただいております。

第3目の総合会館費ですが、こちらでもコロナ対策でトイレの改修を計画いたしております。88万円を予定しております。こちらでも来年度にかけての事業とさせていただきます。コロナの関係の臨時交付金の対象事業でございまして、1階の多目的の子供用の小便器を自動水洗化、それから松枝公民館と同様に洋式の便座を交換する予定でございます。

第4目の学校給食費でございしますが、コロナの関係で休校がございましたので、その関係で必要がなくなります光熱水費を150万円減額しております。全て投資的経費へ充当させていただいております。

第10款の公債費関係でございしますが、補正をさせていただいております。長期借入金の利率見直しにより、償還金利子及び割引料を増減しております。元金は114万6,000円増額、逆に、利子は228万1,000円減額させていただきました。

第11款の諸支出金、第2項 基金費、第5目 光文庫整備基金費でございしますが、本年度も光製作所より光文庫整備事業に対し寄附の申出がございましたので、基金に積み立てるべく所要の補正を行っております。

なお、歳入につきましては、今回の補正に伴いまして、いろんな国県補助金、特定財源で不足する分につきましては、財政調整基金を7,217万1,000円充てさせていただきました。

なお、先ほど第3次分についてはコロナ関係と言いましたが、まだ配分額が示されておられませんので、今回はこの財政調整基金で充てさせていただきました。決定次第、財源補正をする予定であります。

また、30ページには、先ほど申し上げた繰越明許の関係が一覧で載っておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

41ページをお開きください。

第90号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回14万9,000円の補正をさせていただきました。

43ページの歳出でございしますが、こちらは税制改正により給与所得控除額等が見直されることによる高齢者医療制度の見直しに伴い、システム改修するため委託料を増額させていただきました。財源につきましては、2万9,000円は国の補助金でございまして、国庫補助金で不足

する分は一般会計からの事務費繰入金を増額する予定でございます。

最後の44ページでございますが、第91号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。今回314万2,000円の補正をさせていただきました。

47ページの歳出でございますが、介護給付費のうち、地域密着型介護予防サービス費の給付件数が給付増加に伴う保険給付費を314万2,000円増額を行うものでございます。歳入につきましてはルールに沿って補正をさせていただいております。

以上が今回提案させていただきました議案でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。第92号議案の意見書について、提案理由の説明は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第92号議案の提案理由の説明は省略することに決しました。引き続き提案理由の説明を求めます。

第1号請願。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） マスクを取って説明をさせていただきたいと思えます。

第1号請願ということですが、笠松町の新日本婦人の会の笠松支部の支部長さんからの申出で、私が紹介議員となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

これは、私たち笠松町は、1995年（平成7年）の12月22日ですが、議会といたしまして非核平和都市宣言をしたまちでございます。まず非核平和都市宣言は、例規集第1号の大きなあれの一番表紙のところに載っておりますので、見られる機会がありましたら見てください。

じゃあ、そのまず非核平和都市宣言の内容を読みます。

笠松町では、全ての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い、非核平和都市宣言を行いました。

宣誓文。清流木曾川に代表される美しいふるさとを持つ私たち、自由と平和を尊び、活力に満ちた住みよい笠松町の形成を目指す私たちは、地球環境と生態系の破壊をもたらす核兵器の脅威が今もなお続いていることを深く憂慮するものである。

笠松町議会は、被爆50周年に当たり、全ての核兵器と戦争をなくすことを訴え、世界の人々と共に真の恒久平和が達成されることを願い、ここに「非核平和都市」を宣言する。こうした下で私たちの議会活動も始まっているという点を皆さんの心の中でぜひ考慮しながら、この提案を聞いてほしいと思えます。

請願の趣旨を読んで提案に代えさせていただきます。

2017年7月の国連での「核兵器禁止条約」の採択以来、ローマ法王の「戦争目的の原子力使用は犯罪以外の何物でもない」というメッセージや、I C A N（核兵器廃絶国際キャンペー

ン) のノーベル平和賞受賞、そして何よりも、命をかけて「被爆体験は私たちを最後に」と訴える被爆者の声が世界中を動かし、国連創立デーの10月24日、「核兵器禁止条約」が条約批准50か国を超え、2021年1月22日に発効されることになりました。この条約によって、歴史上初めて、「核兵器は違法とする国際法」ができたことになります。

残念ながら日本政府は、条約締結の国連会議にも出席せず、菅政権も条約批准に後ろ向きの姿勢を取っています。

国民の中には「日本が核兵器禁止条約に参加するべきだ」という声が7割を超えており、唯一の戦争被爆国である日本は率先してこの条約に署名、批准に取り組むべきではないでしょうか。全国平和首長会議も、条約採択の後すぐ、「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を提出しています。全国では494の自治体（県内では多治見市、関市、坂祝町、神戸町、池田町、関ヶ原町の6市町）が意見書を提出いたしました。

笠松町では、いち早く1995年に被爆50周年に当たり、「全ての核兵器と戦争をなくすことを、世界の人々と共に真の恒久平和が達成されることを願い」、非核平和都市宣言をしました。日本政府に対して、一刻も早く「核兵器禁止条約」に署名、批准を求める働きかけをお願いします。

請願項目、1. 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名・批准調印することを求める意見書を提出するよう請願します。

どうぞ皆さん、日本政府が決して安保条約との関係ではなく、本当に被爆を受けた日本の国として、核兵器禁止条約ができたとき、折り鶴が日本の席に置かれた、あの情けない悲しい姿は、みんなで変えていく以外ないと思いますので、ぜひとも私たちの議会としても、これを請願していけたらということを切に願ひまして、紹介議員としての説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。明12月9日から14日までの6日間は、議案精読のため休会とし、12月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、明12月9日から12月14日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもつて本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時15分

